

「休業要請」から「強い警戒態勢」へ

休業要請

大型連休に 県をまたいだ移動を抑制し、県外からの感染を阻止

○遊興施設等（スナック、バー、カラオケボックスなど）

○遊技施設（パチンコ店、ゲームセンターなど）

（4月25日～5月6日 「協力金10万円」）

県内や隣県の感染状況を踏まえ、大型連休ほど人の移動がない状況を考慮し、感染防止を徹底しつつ、経済を維持していくため5/7～5/10の準備期間を経て、本県独自の「強い警戒態勢」に移行する。

強い警戒態勢

（5/11より5月末まで）

「ガイドライン」の作成を要請

～業界ごとに感染防止対策ガイドラインを作成。

（（緊急事態宣言の間は）県外客の自粛を求める、「3密」を避ける、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」、室内の換気、人と人との距離を適切に取るなど）

「即時休業等」の導入

～感染拡大が懸念される感染例が生じた場合、休業又はその他の必要な対策を要請。